

日本学術会議法人化準備委員会（第8回）

議事録

1.日時：2026年1月28日（水）17：30～19：31

2.開催方式：オンライン

3.参加者：光石 衛、日比谷 潤子、堀 正敏、三枝 信子、磯 博康、
川嶋 四郎、明和 政子、尾崎 紀夫、沖 大幹、北川 尚美

○光石委員長

定刻になりましたので、日本学術会議法人化準備委員会第8回を開催いたします。まず、本日の出欠について、第一部の吉田部長がご欠席と伺っております。

今日の議題は、法人化準備委員会方針案についてという少々漠然としたタイトルがついていますが、実際には1月10日の意見交換会で出てきた意見について、整理した形で、資料1のように作成したものが本日の資料となっております。多少抜けているものもあるかもしれませんが、もし抜けているようなものがあれば言っていただければと思います。意見も多少濃淡があるとは思いますが、出てきた意見を中心に、もう少し修正した方がいいものについては修正をしたいと思います。この委員会としての案を修正する、あるいは、多少付け加えるということもあると思います。今日の資料1は大部なものになっています。また、議題としても色々なものが入っていますので、必ずしも今日、全部の議論が終わらなくてもいいと思っています。スケジュール的にも大丈夫です。例えば、役員会における監事の同席、あるいは外国人をどうするかというところが、意見として、大きいものとしてあったと思います。外国人につきましては、国際の委員会でも議論したいということも伺っていますので、今日はその議論は特にはしないことにしたいと思います。9つの項目が挙がっており、一個一個議論していくと、エンドレスになりそうですので、3つの塊に分けて事務局から説明をいただいて、その後、意見交換をしたいと思います。このような進め方を考えていますが、よろしいでしょうか。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは委員会のところはかなり大部になりますので、その手前あたりまで、とりあえずご説明させていただければと思います。

○光石委員長

1 から 5 ですね。お願いします。

○事務局

はい、まず一番目、連携会員でございます。連携会員については今回見直すということで、定年を 75 歳にすること、任期を 3 年で、通算 12 年まで再任を認めること、若手の登用を進めること、それから今年 10 月の特例として、連携会員の任期延長等を行うことということで提示させていただいたわけですが、それについて直接のこう直すべきというようなご意見があったというよりは、意見交換会においては、特に活動状況があまり活発でないような方についてのご意見が結構あったかなと思います。活動にあわせて任命すべきであるとか、分科会に参加しなかったような方は再任しない方が望ましいというようなご意見がありました。それから線を引っ張っているところですが、分科会に属さない連携会員をゼロにするようにするためにということで、推薦の段階で、こういう分科会があるのでどこかで活動していただきたい、というようなことを伝えることをしてはどうかというようなご意見があったところがございます。その他、選出方法の検討が必要とか、いろいろございますけれども、もう一点、連携会員（特任）について、基準を少し緩くしてはどうかというご意見がありまして、これは元々の案でもあったところがございますけれども、具体的にどこまで緩めるのかというのは、まだ議論のあるところかと思っております。連携会員は以上でございます。

続いて総会です。こちらでも年 3 回、原則対面開催で、緊急時にはフルオンラインで審議できるといったところ、ここについては特段ご意見はなかったかと思っておりますけれども、残っている論点として、総会の招集を求めることができる会員の人数、それから議案の提出ができる会員の人数については、現案の段階でまだ固まっていなかったかと思っております。意見交換会では、総会招集については 30 人がいいというご意見があったというところがございます。

続いて三番目、会長・副会長でございます。こちらは、会長補佐を置くというような変更点などがありますけれども、これについては特に意見交換会での意見は出ておりません。

続きまして四番目、役員会でございます。こちらは、機能、構成、審議事項などについては、原則現在の幹事会の機能を引き継ぐこと。一方で委員会、各部が内容を精査しているものについては、会長の決定事項とするというような案を示していただいておりますけれども、このあたりについては特段ご意見はなかったかと思っております。ご意見がたくさんありましたのは、役員会の構成の 3 つ目の点、役員会への監事のオブザーバー参加でございます。元々の案は、

監事のオブザーバー参加は認めないけれども、会長等が定期的にその内容を報告するという案でございました。こちらについては、オブザーバー参加は認めた方がいいというご意見と、必要に応じて、会長または役員会が、ということかと思えますけれども、監事に役員会への参加を依頼する、認めるというふうにしてはどうかという、大きく分けて、この2つのご意見があったのかなと思っております。意見を踏まえてどちらにするか、ご議論を賜ればと思っております。

次に部でございまして。部については、三部制を維持すること等、大きな変更はないですが、副部長を一名増やすなどの変更点がございましてけれども、意見交換会においては、各部の人数のバランスについてのご意見がいくつかあったかと思えます。各部の人数をおおむね均等とすることを守ってほしいというご意見があり、第一部から第三部への配属数に多少凹凸があってもいいというようなご意見もあったかと思えます。一方、学際的な分野が伸びてきている中で、この三部制というのとちょっと合わなくなっているのではないかというご意見、既存の部を維持しつつ領域横断を進めるというのは、なかなか現実的に両立が難しいのではないかというようなご意見もあったところでございまして。5番までのご説明は以上でございまして。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。やはり一つ一つ議論しましょうか。まず、連携会員について、意見交換会で今説明のあったような意見が出ていますが、ここで決めた案について、それを大きく軌道修正しないといけないような意見は出ているようには思えません。皆さんいかがでしょうか。

○磯委員

この2ページ目の分科会に属さない連携会員をゼロにするというのは会員についても同様だと思います。会員や連携会員のミッションをしっかりと明示して、こういうことをやっていただきますのでよろしいですか、というコントラクトをとるのが良いと思います。アメリカとかヨーロッパですと、2ページ、3ページにわたってコントラクトの説明があると思いますが、そこまでいなくても、今後、連携会員、会員のミッションをしっかりと理解していただいて、行っていただくという方に、サインをいただくのがいいかと思えます。

○光石委員長

連携会員、会員もそうかもしれませんが、しっかり活動するということのコントラクトがあ

の方がいいということについて、議論した記憶があります。意見交換会では示してはいませんでしたが、それを元の案の方に入れる方がいいということかと思えます。

○北川委員

昨日、三部でさらにいろいろな意見交換をしたのですけれども、連携会員として分科会で熱心に働いてくださっている方々は、委員長や会員には既に分かっているわけです。そういう方を是非推薦したいけれども、連携会員を推薦する必要がないというコメントがあるので、推薦することができない。本来であれば現状の活動状況を踏まえた客観的な意見として、ぜひこの方は次期の会員になっていただきたいと推薦することは重要なことだと思います。そういった多くの意見がありました。そのため、この部分をなんとかできないのかなと思っております。重ねて推薦してもいいとするか、別の形で推薦コメントを付けられるようにするか、客観的なコントラクトとして貴重なエビデンスになると思えます。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。大変重要な意見だと思います。例えば、会員でも推薦できるのが2名の時に、会員でも連携会員でもない人を推薦するのか、それとも連携会員を推薦するのかという戦略は結構微妙だと思います。

○北川委員

ロングリストを作ることも大事だけれども、しっかりと活躍してくださる継続性を持った会員を選ぶことにその2名を使いたい、というご意見が多かったです。

○光石委員長

はい、よくわかります。分野によっていろいろ戦略があると思います。連携会員はどこかの分野別委員会に所属するということにはなっていませんが、それにとらわれず、例えば、分野別委員会の委員長から推薦のコメントがあるということは重要かもしれません。それはセクション1、2、3、4で考慮すべきかもしれません。しかしながら、連携会員は1900人おり、果たして全員に書けるのでしょうか。書きたい人にだけ書くのでしょうか。いろいろ意見はあるかもしれません。

○川嶋委員

北川先生が今おっしゃられたことは、非常に重要なことだと思っております。これまででしたら、おそらく会員を推薦していく過程で、各分野別委員会の中で順位付けをしていくことになり、その時に従前の活動を考慮することは、実際に可能だったのではないかと、私は思います。今回そのプロセスがどうなるのかという点で、若干心配はあるのですが、おっしゃられた通りで、一所懸命活動してくださっている方に、ぜひ会員になっていただきたいと考えております。それをどういうプロセスで実現していくのかというのは課題になると思います。

実はこの関係で、すでに今、現在連携会員の方に会員になる意思があるかどうかという意思確認を、事務局の方でされていると聞いております。現在されている中で、どこまで、先ほど磯先生おっしゃられたような、コントラクト的な内容、つまりミッションであるとか、具体的な活動内容とか、積極的に関与してもらえるとか、そういうことを実際に尋ねる機会があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから今のこととの関係で、今回は連携会員の方に会員になる意思があるかどうかということを探る際にちょっと注意しなければいけないことがあるのではないかと思います。それは何かというと、法の基礎が変わるわけですので、新法では会員になるということは、現在以上に一定のリスクを伴うという点です。罰則の規定もございますので、そういう新法の趣旨あるいはこの新法の下で活動することが可能であるとか、あるいは了承していいというのか、ちょっと表現は微妙かもわかりませんが、そのことがちゃんとノーティスされているのかどうかということを、私は、若干疑問に思っております。実際に困っておられる方がいらっしゃるのではないかと思います。

またそれとの関係で、先の話になりますが、会員が連携会員を推薦するときに、前提として内諾というのを取られる方もいらっしゃるかと思います。その連携会員に推薦していいかどうかという内諾を取られるときに、この新法の趣旨、そういうものをきちんと説明された上で、内諾を取られるのか、それとも従来通りの形で連携会員になってくださいということなのか。今度の27期での問題になるかと思えますけれども、そういう問題もあると思います。

それから、連携会員の話をしましたが、現在そもそも会員等が会員の推薦をするというのも可能ですので、連携会員でない方について会員の推薦をされるときに、そういう現行法の趣旨をきちんと伝えられるかどうか。要するに、会員を推薦するとき、それから将来に連携会員を推薦するとき、それから連携会員（特任）を推薦するとき、新法の趣旨というもの、あるいは規律を一定程度説明して、その上でご活躍いただく必要があるのではないかと思います。

すいません、後でもう一点、別の観点もお話したいのですが、とりあえず今はこの観点だけをお話ししました。

○光石委員長

はい、連携会員への情報提供をしようと考えています。2月になると思いますが、会員が連携会員にきちんと説明するかどうかという個人依存をなくすためには、やはり説明会でそういうことをしっかりとっておくことが重要だと思います。ただ、連携会員ではない人を推薦する場合には、会員にそれを説明していただくしかないと思います。推薦する人が会員とは限らず、団体、大学等もありますので、そこをどうするかというのは考えないといけないと思います。

別件になるかもしれませんが、分科会を期の最初にスタートできるようにという話がありました。今回は会員が何ヶ月か前に決まりますので、そういう準備をすることは可能かもしれません。ただ、どのような分科会ができるかということと、連携会員の選出と、どのような順番になるかはわからないと思います。したがって、そこまでにとどめておきます。

○磯委員

北川先生がおっしゃったことは非常に重要だと思います。特に頑張ってらっしゃる連携会員の中から、会員になっていただきたいといった時に、学協会、会員などから、本人にその旨を伝えて手を挙げてもらうことも可能ではないかと思います。あとは、連携会員以外の方で、新たに会員の候補となる方は、セクション4を含めて必ずいらっしゃると思います。その場合、セクション1～3、あるいはセクション4として推薦していただく、今は、海外と日本を歩き来して活躍されている研究者も多いので、その中から学術会議のミッションをしっかりとやっていただける方も、推薦対象としての可能性はあるのではないかと考えています。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。今更、推薦書のフォーマットを変えるわけにもいきませんので、例えば、現在あるいは過去に会員・連携会員であった方については、その人のアクティビティについて推薦文書に含めてくださいということをお願いすることは可能かもしれません。

○三枝委員

すでに答えていただいたところもあるかと思いますが、今日、学術会議の事務局から意見交換会を積極的にやって、より良い会員選考のために、例えば分野別委員会や、その下の分科会を中心とした、正規の委員会ではない委員会を開けますよ、というお知らせが流れたと思

ますけれども、これを最大限利用して、自分たちの分野もそうですし、セクション4にどうい
う方を推薦するといいいのではないかという話し合いを、1回では、多分皆さん共通の理解のこ
ろまではいかないと思うので、もしかすると複数回開いて、理解を共通にしていく必要がある
のかなと思っております。

それから連携会員の方々に対しては、会長がすでにおっしゃいましたけれども、できれば2
月の早い時期に、説明のビデオを作ってください、今回の選考のやり方を一斉にお伝えする
必要があると思っております。

それでもやはり、大事な会員枠に適切な方に入っていただくには、最後は個人的に、特に新
しい方を推薦する場合には、推薦する方が責任を持って、こういう体制になるんですよとか、
こういう役割があるんですよ、というのをしっかりご説明してから、こういうところに資料及
び動画の説明がありますから十分見てください、というところもよく案内する必要があると思
っております。ちょっと手間がかかるかもしれないですけど、意見交換会を中心に、そういう
のをこれから1ヶ月ちょっと、やる必要があるんだろうと思っております。以上です。

○光石委員長

はい。ありがとうございます。推薦するときに分野別のくくりで、色々な方を推薦すること
になるのが実際ですが、20名の候補者選考委員会では、順位があるといいというような意見も
ありました。また、昨日、設立委員会合があり、そこでは、順位をつけるとそれに捉われるの
で、例えば、研究的には何点で、他の能力が何点でというように、いくつかの指標についての
点数付けがあると選考はしやすいという意見もありました。実際には推薦書にそのような観点
で書いていただくようにはなっていないので、実際に選考するときには、自分で点数をつける
ということはあるかもしれません。推薦書としてはそのようなフォーマットになっていま
せんのでなかなか難しいと思いました。

○北川委員

日比谷先生もご存知ですが、前回の選考委員を前期の時にやっていて、国際的につなげる人
とか、学際的に動ける人とか、産業界とつなぐ人という3つの項目をしっかりと書くように推薦
書の形式を変更しています。そして、事務局の方だと思いますが、名簿としてまとめられた際
に、そこに点数はないですけど、どの項目が記載されていたかについて丸をつけてくださって
いました。あとは学協会から推薦があった人には、またそこにも丸があって、そういった部分
が分かりやすいエクセルのリストになっていました。今回このようなリストを作る時に選考委

員会などが少しお手伝いすると、点数化までとは言えませんが、○△×程度の評価はできる可能性はあると思います。

また、学会から推薦をお願いしたところの依頼文のルールの中に、連携会員の方は推薦する必要がありません、推薦されても全く考慮しませんと書かれているそうです。それに問題があると思っていて、真面目な学会の方は連携会員の2000人の名簿を見て、自分たちが推薦したい人がいるかどうかチェックするでしょうけど、そうではないところはあまり考えずに連携会員を推薦してくる可能性があります。その際に、推薦者をまとめたリストに学協会からの推薦も重ねてあったという風に丸が付けられると、ルールを守って連携会員の方を推薦しなかった人や学会が軽視されるというか、ちゃんとした人を推薦できなくなってしまうのではないかという懸念が昨日少し問題になりました。

○光石委員長

はい、同じ人を何回も推薦しても、それは意味を持たない、それはカウントしないということです。

○北川委員

意味がないということだったのですが、前は丸がついており、あちこちから推薦されるから信頼性があるという見方がされているように感じました。そのため、重ねて推薦していた方が、プラスになってしまわないようにする必要がありますと思います。

○光石委員長

今回の書き方からすると、それは考慮しないということになっているということです。いいか悪いかは別として。

○北川委員

はい。ただ、リストアップした時にやはり同じ人が何回も名前が出てきてしまうので、その場合に学協会からの推薦などをなしにするという必要が生じてしまいます。ただ、それはそれで失礼な気が。

○光石委員長

前回についての私の記憶では、分野別委員会で選考するとき、団体や学会から推薦されてい

る人の名前もわかっていたと思います。それとは独立に、この人がよいのではという候補を挙げていった時に、何回も挙がっていたからといって、必ずしもその人が優先されるとは限らず、やはり絶対的な評価をして、日本学術会議にふさわしい人で順番を決めていったと思います。

○北川委員

了解です。そうすると今回は2回あったからといって、それは一切考慮しないで、粛々と大事な方を選ぶように、というのを徹底すればいいということですね。

○光石委員長

そうですね。何回も挙がってるからといって、必ずしもその方が選ばれるとは限らないと思います。私も1分野に参加していただけですので、わかりません。

少々気になっているのは、前は隣の分野の人が議論に陪席していたと思いますが、今回はその指示をしていません。その指示をしなくていいのかというのは気にはなっています。

○磯委員

今回、推薦書を依頼する時には、色々なところから複数推薦が出ることはカウントしない、できるだけ広く候補者を募りたいので、ということが明記されているので、それによって、例えば1カ所から推薦された人と、10カ所から推薦された人との間で評価に差をつけないということとなります。そのため、審査する側も、それは徹底すべきと思います。もう一つ、北川先生にお伺いしたいのですが、現在の連携会員は、会員として推薦しないという文言が入っているのでしょうか。

○北川委員

はい、入っているそうです。

○光石委員長

推薦の必要がないということでしょう。

○北川委員

推薦の必要がない、ということが書いてあって。

○磯委員

現在、連携会員には、事務局から本人に、会員の候補者となりますか、ということを探ねているので、学協会から推薦する必要はないという意味ではないですか。

○北川委員

そういう意味なのですが、先ほど磯先生が学協会から重ねて推薦してもらおうというのではというコメントがあったので、それは今回しない形になっています。

○磯委員

学協会への説明がうまく伝わってないという意味でしょうか。

○北川委員

いえ、だから学協会からこの方を推薦して、というふうにできないといひますか。新しい方以外の推薦はありませんので、活躍して欲しい方を探して頂く形になります。

○磯委員

すでに事務局から連携会員本人に本人に伝えているので、学協会からは特に推薦する必要はないという意味ですね。

○北川委員

そうですね。はい。

○光石委員長

選考をするセッション1、2、3、4に関わる議論と思いますが、これは会員の選考です。連携会員の選考は、今回は定常状態に移った時です。連携会員は今の期の間には選考しないので、選考するにしても一年後ぐらいになりそうですので、当面はこれでいいと思います。ただし、会員に就任する時にも、積極的に参加しますという宣言をしたか、しなかったか、よく覚えていません。書きましたでしょうか。

○北川委員

一言決意を書くように、書類を変更してます。ですよね。日比谷先生。

○日比谷副委員長

そうです。前回からは一言書くようにしましたが、私が会員になったのは前々回、だから光石先生と同時期になってますけど、私たちはそういうことは書いてないですね。

○光石委員長

私たちは書いていませんが、今期から就任してる人は書いたわけですね。

○北川委員

はい、今期からなった方たちには書かせてます。必ず。

○日比谷副委員長

はい。必ず今期の人はやってます。

○光石委員長

連携会員は、定常状態になった時か、あるいは一年後かもしれませんが、そのようにコントロールはしっかりやるということですよ。

○北川委員

あともう一つ確認したいことがあります。今回会員として推薦してもらって作ったロングリストは、次の連携会員を選ぶときには、リセットかけてもう1回やり直すという理解でいいですか。

○光石委員長

連携会員としてのリストではないですから。同じような人が出てくるかもしれませんが、一応それは。

○北川委員

はい、わかりました。

○川嶋委員

連携会員の件ですけれども、先ほどこよっと申し上げる機会がなかったのですが、今回まとめていただいたこの膨大な情報の中から、意見交換会における意見という形でまとめていただいた中で、結構重要な指摘がいくつかあるのではないかと思います。それはどういうことかと言いますと、やはり連携会員で、これまでどの分科会にも属しておられない方で、こういう方をどうするのかということ。これは、「蟻の比喻」で、この法人化準備委員会の最初のあたりで議論はされたと思うのですけれども、やはり現状におきましては、事務局の方で大変になるかもわかりませんが、再任しないということも考えていいのではないかと思います。これは私が個別にこの前の意見交換会に参加させてもらった時にも話が出ました。皆さん日本学術会議がこういう状態にある中で、基本的に積極的に関与してもらいたいという、そういう方々が、そこには集まっておられたということです。

それからあと、その時に出た話と、それから個別にいろんな方から話を向けてくださった中で、任期の話も出ました。この連携会員と、それから会員の合計18年という、この長さの問題です。会員はともかくとしまして、連携会員には「12年枠」というのを作って、いずれにしましても、連携会員は、会員の前に3年やっても、その後に十何年やっても、とにかくトータルで連携会員はもう12年しかできないというぐらいのルールを枠として作った方がいいのではないかという話をしている方が複数いらっしゃいました。それはそれで、私も意味があるのではないかと思います。より多くの方に、学術会議の活動に参加していただくという意味では、私は非常にいいのではないかと思います。

ただ、「12年枠」を超えて（とは別に）、一所懸命されている方をどうするのかというのは、連携会員（特任）で対応するというのも考えられると思いますので、公平性の観点、それから多くの方が日本学術会議で活動する機会を享受できるシステムを作るのが、私はいいのではないかと、その方々のお話をお聞きしながら感じました。

ただ、いずれにしましても、先ほどのご説明の一番下のところに書いてある予算の問題というのが、私は大きいと思いました。最終的にはこういう事実上の縛りができてくるのではないかという感じもいたしました。つまり、所帯が大きくなってくると、今度運営に費用がかかってきますので、所帯を小さくしようとかそういう話になってきて、それは必ずしも望ましいことではないのではないかとはい思いました。以上でございます。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。12年については任期のところに書いてありますが。

○川嶋委員

すいません、ちょっと具体的に現在の方の利害関係に関わる問題なので微妙ですけれども、その時の議論がどういう議論だったかと言いますと、結局、従来もうすでに12年以上連携会員をされている方は、今度の3年の連携会員、プラスアルファの特例ということですが、それもやめたらいいのではないかという議論が複数ございました。そういうことでございます。

○光石委員長

そういうことですか。この27期に移行するにあたってということですかね。

○川嶋委員

そういうことです。そのことも踏まえてということです。そういう意見が複数あったということのご紹介をさせていただくということです。それは2つ目のお話ということで、1つ目のお話の方はやはり、どの分科会にも参加されていない方の問題です。しかも今回の場合には、例えば法学委員会なんかでしたら、何度もお声がけをしましたが、それにもかかわらず、というようなこともございます。やはりそういう方は、事務局の方で、大変になるかもわかりませんが、ピックアップしていただいて、対応を選考の段階で考えていくということは考えてもいいのではないかとございます。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。どこまで今、事務局が出席簿をもっているか、私も承知していません。分科会に所属していない人というのはすぐにわかると思いますし、委員会、あるいは分科会の出席状況も、調べようと思えば調べることができると思います。ただ、いつも都合が悪い日に決められてということをする人はそういうことをやるときっといると思います。しかし、どこの分科会にも所属していない人のリストは、選考の時に共有して、参考にしてもいいと思います。

もうすでに12年就任した人をどうするか。3年を認めるか認めないか。認めなくても、特任という形でお願いすることは可能かもしれません。

○明和委員

若輩なので教えていただきたいのですけれども。連携会員の数についてです。これだけの数の連携会員が学術会議のミッションを果たしていく上で必要になるのかどうか、という点が、私はまだ十分理解できていないというのが本音でございます。というのも、非常にマルチに優秀な方は、学協会でも非常に大きな役割を果たしておられたり、あるいは大学内でもかなり大きな役を担っておられたりということで、結局、学術会議へコミットするエネルギーも時間もなかなか割けないという方が多いように思います。名ばかりの連携会員という、そういった方もどうしても多くなるという制約もあります。そう考えた時に、この学術会議で働いていただけるという連携会員をどう抽出というか、選ばせていただけるのか、という点で言うと、広く募るのか、やはりちょっと深く求めていくのか、という点で難しいなと感じているところで

○沖委員

昨日の第三部の臨時部会の、こういうブレイクアウトからの報告をちょっとまとめたので、今の議論にも関係あるのでチャットにお送りしました。明和先生おっしゃる通りで、その実質ほとんど参加できないけどとても偉い先生、とても偉いというか、本職のマネジメント業務で時間が自由にならない先生にも少数は参加していただくのと、実質ちゃんとやっていただける方と両方のバランスが必要ではないかと。これ、会員に関してですが、そういう意見が出ました。

連携会員にこれだけ必要かどうかは、私は明和先生のおっしゃる通り、これは多すぎるだろうと思っておりますが、なぜそうなったかはよく知りません。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。日比谷先生、この件について何かいかがですか。

○日比谷副委員長

今の点、明和会員がおっしゃったことは、あり方の問題のワーキンググループや、特に会員選考のワーキンググループでは言われ続けてきたことで、2000人近くも本当にいるのかと散々言われました。会員を増やしていったら、連携会員は極端な意見の場合はもういらぬのではないかという意見すらありました。これはアメリカの例だったと思いますが、連携会員みたいな

人々はいなくて、こういう問題について提言を出すとなったら、それにふさわしい人をその時点で招集をかけると。だからプールしておく必要はないかという意見がありました。

私ずっと出てそういう意見に応戦してきたわけですけど、予算が全くつかない事態を非常に恐れる雰囲気もありましたので。今の連携会員というのは、急に集めるといっても無理だから、いざという時に声をかけてやってもらえる人をこれだけ持ってるんだという説明をしましたし、それから実際役に立っているという事例。あまり参加してない人がいるというようなことはおくびにも出さず、こんなに一生懸命取り組んでいる、というふうに応戦してきたのですけど。

でも実態はあまり参加してない人がいるのも本当だし、多すぎるのではないかというのは、今回の連携会員について法律では何も書き込まれていないので、例えば減らすというようなことも、私たちの考えでできることですから、そこは少し議論した方がいいかなとは思っています。以上です。

○光石委員長

はい、分野にもよるかもしれませんが、私の周りの感覚では、分科会で議論するのに今ぐらいの人数がいても悪くはないという感覚です。

○日比谷副委員長

その人たちにこのことについて議論するから集まってほしいと、その場で声をかけても、参加はなかなかしてもらえないという感じはないですか、他のコミットメントがあるから。

○光石委員長

補充をするために、小委員会を作って、議論に加わっていただく人、会員でも連携会員でもない人に入っていて、議論を深める、すなわち小委員会と普通の分科会と合同の会議をよく開催しています。提言など何らかの意思の表出をする際に、どの方向に行くか最初からはわからないこともあり、連携会員の人たちがその分野が得意な人ばかりとは限りませんので。ある程度コメントはしつつ、実際に意思の表出の文章を書く人は、どうしても一部分の人になります。人数の問題はあります。

○三枝委員

連携会員がどのぐらい必要かは分野によるかもしれませんが。新興分野は会員が少ないです。提言をまとめようと思っても、例えば、今期設置した課題別委員会では、かなり分野包括的な

防災減災などは会員が3、4名であと十数名は連携会員、それで見解を急ぎ出しています。それから、カーボンニュートラルは会員の方が少し多いぐらいで、必要な人は連携会員から推薦されている。それから、フューチャーアース、沖先生が委員長をやっている委員会では3人が会員で、あとの20名ぐらいは連携会員という感じです。その連携会員の人たちを一人一人、適性に応じて引っ張ってくるとすると、それはすごく手間がかかります。会員の何倍かの方々がしっかり適性をチェックされていっしょに、そのリストから引っ張ってくるといふことで、すごく効率化されている面があるのは事実です。

○川嶋委員

法学委員会は、連携会員の数としては適切な数ではないかと思います。おそらく、3名の会員の任命拒否もあったのですけれども、連携会員の方々がいっしょにしなければ、もう立ち行かないという状態です。おそらく連携会員の数の問題は、日比谷先生が有識者懇談会の関係でおっしゃられたのですけれども、これすごく微妙な問題があったと、私は思います。というのは、この数というのは、おそらく当時は予算、現在ですけど、まだ予算に反映していて、結局、学会の予算をどういう形で取ってくるかということで、人数というのが考えられたというのか、あるいはそう落ち着いたのではないかという感じもいたします。ただ、おそらくその有識者懇談会の議論があったので、今回は法律から連携会員の名称が外された、ということは、その分の予算というのは初めから補助金の中には入っていない（積算の評価根拠の要素にはなっていなかった）ということだと思いますので。そういう意味では、私たちが適切な数の連携会員を確保していかないといけないだけでなく、それにプラスして、これからは予算の裏打ちを考えていかないといけないということではないかと思います。私は、とにかく今は適正規模ではないかとは思いますが、以上です。

○光石委員長

予算的にどうなのかということについて、審議能力の強化ということで、今年度は多少予算を増やしていただいているという状況にあります。今後、これまでよりは多少増やしていただけるというようには思います。

この委員会としては、連携会員の規模についても今後検討すべきとしてはと思います。適正な規模について検討が必要であるとしてはどうでしょうか。

前期の終わりの選考の際には、各分野別に何名という割り振りが確か来たと思いますが、その割り振りの仕方をどう考えるかという議論も必要だと思います。

○明和委員

いろいろ教えていただいて、ありがとうございました。おそらく分野によって、かなり適性数が違うということが大事かなと思いました。以上です。

○三枝委員

人数については、2000 人が多いかどうかということより、やはり学術会議が必要な提言などに対して活動し、その結果、必要な数の連携会員が活動に参加されるでしょうし、人数を集めたけれど、そんなに活躍の機会がなかったという場合もあるかもしれないので、結局その活動度合いに応じて継続を考えるとということにすると、結果的には必要なところに必要な人材は残せるということになるのではないかと思います。

○磯委員

三枝先生もおっしゃったように、今後はミッションオリエンテッドで、この人はどうしても意思の表出や議論で必要だという人を入れていくことになっていけば、今のような分科会にもどこにも所属してないという人はなくなっていくかと思います。

○沖委員

連携会員の数に関しては、以前は連携会員（特任）は必要に応じてというのが分科会なり小委員会なり当たり 1 人というふうになっていて、基本はプールからという縛りがあったので、これはという方をあらかじめプールしておいてという仕組みになっていたと認識しています。

○光石委員長

はい、よろしいでしょうか。連携会員について重要な議論がされましたので、時間を取ってしまいました。事務局でまとめていただければと思います。

次に、総会に移ります。ここで出ている意見は、人数要件どうするかということです。多くの方が意見を言ったわけではなく、必要な人数は 30 人がいいという方が一名いらっしまったということです。これはどうしますか。

○川嶋委員

ちょっと質問ですけど、これは一人の意見で、しかもこの場合の 30 名というのは、会長に総

会の招集を求めることができる要件としての 30 人という捉え方でよろしいですね。

○光石委員長

この文章からすると、そのように読めます。

○川嶋委員

はい、ありがとうございます。ちなみにですけど、これ、参考になるかどうかわかりませんが、株式会社の総会の招集を提案する提案権は、株式総数の 3%を持っている少数株主が総会を招集する権利があります。それから議案の提案につきましては、1%の株式を持っている少数株主が提案をできるということで、できるだけハードルは下げるという方向で考えられているようです。これはあくまでも参考ということですが、30 名ぐらいでも、私は別にいいのではないかと思います。以上です。

○光石委員長

はい、私も特段の意見があるわけではないですが、この委員会としては、選択肢を残したままにするか、30 名として出すかどちらにしますか。何かご意見はございますでしょうか。

○磯委員

この意見は、私が世話人をしたグループから出たものですが、どういうことかという、最終的には会員が 250 名になりますけれども、来期は 230 名ですね。そういった途中段階でもあるので、3 番目の 1/7 という 35 名まで行かなくてもいいのではないかという意見があって。一方では、やはり今の 30 名よりもハードルが低くするのはどうかという意見があって、最終的には 30 名ということで意見を出したという経緯があります。

○光石委員長

決まっていない事項が多くなると、次期の執行部が最初の規則を決めるときに大変になるので、一定数と書くかどうかは別として、一定数の会員によりと書いておいて、一定数は何名とするとしておけば、そこだけを変えればいいようになるかもしれないと思います。

○川嶋委員

私も今、光石先生おっしゃられたそれでよろしいのではないかと思います。理由としては、

もう 1/10 強ということで、30 でそれで十分ではないかと思えます。以上でございます。

○光石委員長

考え方を説明しないといけないかもしれませんが、1/10 よりも多く、1/7 よりは少なくともいいのではないかとこの考え方とすることにしましょう。一定数は当面の間 30 名とするという規則の書き振りではどうでしょうか。具体的な規則は今、事務局で案を作ってください。文案です。そのように書いていただくことにしましょう。ありがとうございます。

続いて会長・副会長について、これは人数に関する事、会長補佐ということです。これについては特段の意見はありませんでしたので、今日はよろしいでしょうか。

○川嶋委員

すいません。この間、いろんな形で、例えば学長補佐とか、学長特別補佐とかいう、そういう肩書きの方とお会いする機会がありました。私は、名称としましては、「特別補佐」ぐらいの名称を付けた方がいいのではないかと思います。別に特別補佐がいてかつ補佐がいるというところがあるかどうかわかりませんが（ともかく補佐ではなく）、副会長と同じレベルの役職ということだったら、「特別」ぐらいつけてもいいのではないかとこの感想を持ったというだけでございます。皆さんが会長補佐でいいということでしたら、別に異論はございませんけれども、特別をつけた方が、重みがあるのではないかとこのお話です。

○磯委員

ちなみに私は現在の職場で理事長特任補佐のため、特任という言葉もあるかと思います。理事長を特任として補佐をするという形です。特別補佐、特任補佐といろいろあると思いますが、どうするかについては、先生方で議論していただければと思います。

○光石委員長

特任教授は、定年を過ぎているというイメージがありませんでしょうか。

○磯委員

私は特に名称はこだわりはありませんが。特別補佐、特任補佐か、または補佐だけにするか、どうでしょう。川嶋先生、名称の違いによって、重みの違い、ミッションの違いがどの様に受け取られるのでしょうか。

○川嶋委員

はい、これは私の印象に過ぎないですけれども、もしも今回、特に財務関係でありますとか、あるいは募金の話も出てくるかと思えますけれども、そうすると、そういう、まさにミッションオリエンテッドな形の補佐だということが明らかになるのは、特別というのが特定のいいのではないかと思ったからです。

○磯委員

これまでの議論は、ミッションをあまり特定しないということで補佐を置くことになってきたかと思うのですが。特別補佐とするとミッションオリエンテッドとなるという事ですか。

○光石委員長

これまでの議論では、財務は非常に重要な事項ですので、副会長自身が、財務担当として務める方がいいのではないかとということであったと思います。特別補佐にするか、会長補佐にするか、会長が自分の任期の間こうすると言って宣言して、この任務、職はいついつまでと言うということでも、一向に構わないと思います。

どのような書き方にしましょうか。会長特別補佐、あるいは会長補佐。

○磯委員

川嶋先生、特別補佐っていつでも、職務は明示しなくてもよろしいのですか。

○光石委員長

私はいいと思います。

○川嶋委員

私もそれでいいと思います。明示する必要はないかと思えます。

○磯委員

私の質問は、特別補佐という場合に職務を明示しなくとも、不自然ではないのかという質問です。

○川嶋委員

はい。私は、それは不自然ではないのではないかと思います。ただ、感じたのは、対外的に、例えば、外部資金を集めに行った時なんかには、特別補佐という、そういう立場の方が、会長特別補佐の方が来られたという方が、重みがあるのではないかとこのぐらいでございます。

○光石委員長

一般論ですが、通しての職務は明示しないですが、例えば、27期の会長が特別補佐を置くとなると、その人のミッションは何かということは当然明示するわけです。

○磯委員

なるほど。それであれば特別補佐という名称でいいと思います。

○光石委員長

会長がもし置きたければ、会長補佐も置いてもいいと思います。ただし、総会あるいは役員会です承を得てということだと思います。

○川嶋委員

すみません。どっちかに決めた方がいいのではないかと思います。

○光石委員長

では特別補佐にしましょう。会長補佐というシンプルな方は、特にここでは言及しないということにしたいと思います。

○川嶋委員

はい、すみません。わかりやすいかと思います。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。ではこれで会長・副会長の議論は終了します。

次は役員会です。構成等について、会長、副会長、それから会長が会員の中から指名する者というところについては、特に意見は出ていませんが、監事ですね。これについては賛否両論ありましたが、参加、オブザーバーとしてはどうかという意見の方が多かったように私は記憶

をしています。一方で参加義務ではなく権利として明記する方がいいのではないかという意見もありました。

○沖委員

自由闊達な意見につきましては、公式の場で言えないことがあるのであれば、それは公式でない場で丁々発止すれば良いのであって、公式の場は監事の先生にちゃんとお同席いただき議論を聞いていただくのが良いと思います。ぜひこの点については、よくよく検討していただければと思います。

○光石委員長

その時にメンバーでなくオブザーバーという形でいいのでしょうか。要は発言権があるかどうかということです。法律上どうなっていますか。監事についての記載はありますか。

○事務局

はい、監事の役員会への出席について何か書いているわけではないですが、役員会は会長及び副会長並びに役員以外の会員のうちから会長が指名する者をもって組織する、ですので、会員ではない監事は、そもそも役員会の正式の構成員にはなれないということになります。ですので、ご同席いただくとしても、オブザーバーのような、いわゆる議決権がない立場でのご参加になろうかと思えます。

○光石委員長

法律上そうなっているということです。

○川嶋委員

おそらく監査対象に監査をする人間が入るとというのが、監査の基本的な考え方として矛盾しているのではないかということ、利益が相反するのではないかというような発想が前提にあるかと思えます。ただ、沖先生がおっしゃられたことは、実はその通りで、入るか入らないかという問題と、今私が申し上げたのは、役員の一部として幹事が委員会に参加するというのは矛盾しているということで、沖先生がおっしゃられた、そこに立ち会うこと、参加という表現が決定権があるような意味をもち、参加という表現はちょっと微妙ですが、要するに、傍聴できること。オブザーバーとなるというのは、私は、以前はちょっとどうかなと思ったの

ですけれども、沖先生おっしゃる通りだと思います。開かれた幹事会というか、そこで議論されていることは、誰がご覧になったとしても、おかしいことをやってるわけではないということを示す点で、私は、それは非常に重要なこと、いいことではないかと思うようになりました。

それとの関係で、例えば会社法なんかでは、まさに監査役が取締役会に入っているということで、監査しているということは実際にもございますので、それはそれで私はあり得る話かなと思います。ただ、問題なのは、そこで意見を言うということ認めるかどうかというのは結構大きな問題で、あくまでもオブザーブしてもらおうということにポイントがあるのではないかと思います。そこにポイントを置くべきではないかと思います。従いまして、もしも何かおっしゃる時には、あるいはおっしゃりたい時には、ここに整理していただいている意見の中にございますけれども、意見書なんか書面で出してもらおう。書面で出してもらおうということの意味は、一応記録として残るといういうことで、検証可能であるという意味でも重要な問題ではないかと思います。

話が長くなって申し訳ないですけど、おそらくこの監事については、今回出てきた議論の背景に、それぞれの先生方がお持ちの監事観というか、監事に対する考え方があるのではないかと思います。これは、先の意見交換会で私が司会を務めさせていただいたパートのところから出たのですけれども、いくつかの大学なんかは、例えば公立大学でしたら、県のOBの方が監事をされている。そこでは、基本的な信頼関係があるという話をされていましたが、学問の内容には一切立ち入った監査はされないという信頼関係もあるというお話をされておりました。おそらく、この問題というのは、その監事に誰がというか、どういうスタンスの方が選ばれるのかということによって、ずいぶん変わってきます。私たちが考えなきゃいけないのは、どんな監事の方が来られたとしても通用する一般的なルールをここで作っておく必要があるのではないかと思います。従いまして、ちょっと言葉があれですけど、親日学派の監事の方が来られたとしても、あるいは日学に対してちょっとどうかと思ってる監事の方が来られたとしても、耐えるルールを作っておく。そのルールは何かというと、沖先生がおっしゃられた、基本的に見ていただくということではないかと思います。ただ一点、私が気になるのは、もしも懇談会形式で最終的な意思決定まで監事を除いた形でやってしまうとすると、つまり、その実際の役員会では、もうすでに地ならしされたところで決だけ取る、議論をしないで決だけ取るというような形の会議にしてしまうと、監事の方の評価としましては、秘密会で事実上すべてのことが決定されているというような監査報告をされる可能性がございます。そのあたり私は非常に微妙な問題、つまり、あくまでもその役員会で実質的な議論はする余地は残して

おいて、懇談会をやるとしても、地ならし的なものにとどめておいた方が無難ではないかと思っております。以上でございます。

○日比谷副委員長

私も監事を締め出すようなことは絶対にやめたほうがいいというのがまず一点目です。この参加という言葉が、すでに出ましたけれども、メンバーとして参加しているというふうにも読めますので、メンバーではないということは、これは明確だと思います。聞かれて困るような議論をしているわけではないので、監事として出席、なんていうのかわかりませんが、出るということによろしいと思います。

あと意見書というのもよろしいかと思いますが、私が関係している学校法人の監事はいつもいますけど、意見のほかに割と質問をなさるんですよね。質問は監査の一環として、わからないところはその場で聞きたいということもあると思うので、その場で質問をなさるのはいいのではないかと思います。以上です。

○尾崎委員

皆様のご意見とほぼ同様ですが、実は本件について、10日の意見交換会を受けて先日開催された第二部役員会で議論いたしました。職務はあくまで財務執行状況の監督に限定されるべきですし、先ほどから何度も挙がっている「透明性の確保」の観点からも、「オブザーバー参加（決定権なし）」という方針が良いのではないかと、というのが役員間のほぼ合意事項です。今回このように活発な意見が出たことは非常に有意義であり、第二部全体として改めて会員の意見を伺うことになった一つのきっかけでもあると考えております。以上です。

○光石委員長

幹事会は、今度役員会になりますが、公開ですので、幹事会の公開の部分と同じ議題について、監事も含めて懇談会という形で予め議論し、その後に正式な役員会を開催するという運用は、開始時間が決められないのでなかなかできないと思います。オブザーバー出席はできる、オブザーバー出席すると書きますか。

○沖委員

特段ここには何も書かないというのでもいいのではないですか。やはりメンバーではないということがわかっていて、運用については、何か申し送りを紙でやる必要があればそうですね。

ど、そうでなければ、次期の会議に任すのではいかがでしょうか。で、それぞれのメリット、デメリット、あと、今、先生がおっしゃったようなやり方について口頭でお伝えする、というので十分であり、特段ルールにしておかなくてもいいようなと思いますが、した方がよろしいでしょうか。

○光石委員長

もちろんそういうやり方もあります。監事は役員会のメンバーではないことを確認したというだけでいいかもしれません。

○磯委員

沖先生がおっしゃることは理解できるのですが、ここまで議論が煮詰まった状態で、それを規定しないというのは、やはり不満が残ると思いますので、オブザーバーで同席する、決定権はないということは、しっかりと記載する方がいいかと思います。

○沖委員

わかりました。それに反対するものではありませんし、もし先ほどの議論を敷衍するのであれば、例えば、議長に認められた場合には質問することはできるとか、いろいろやり方あるかと思います。以上です。

○光石委員長

はい。ありがとうございます。議長が認めた場合には発言することができるということでもいいかもしれません。

○川嶋委員

私もやはりここまで議論してきましたので、前向きな方向で何か文章を残すのがいいのではないかと思います。その時に書き方ですけれども、これも微妙ですが、あまり監事の方のお気持ちを害さない形で、例えば監事が求めた場合には監事は同席することができるとか、監事の方が主体的に、同席するその機会がオープンドアの形で与えられていることをうまく表現するような明文規定があれば、一番いいのではないかと思います。

それから、先ほどの懇談会の話ですけれども、例えば準備会みたいな形で役員会を準備することは考えられると思います。主要な議論をするところはあくまで役員会で、その前に役員会

準備会みたいな形で、それも一応正式な形で考えておいた方がいいのではないかと思います。もしも、その準備会に参加を求められた場合には、それも認める。できるだけこうオープンにしておくというのがいいのではないかと思います。以上でございます。

○光石委員長

はい、監事の求めに応じるという形の提案ですね。先ほどの懇談会という名前が多少混乱を起こす可能性がありますので、役員会準備会を開催して、監事の率直な意見をあらかじめ伺っておくことも考えられるではどうでしょうか。

○川嶋委員

いや、すみません。そこで監事の積極的な意見を伺うのはちょっと問題があるのではないかと。

○光石委員長

積極的ではなく率直な。

○川嶋委員

率直な、ですね。その準備会にも、監事は同席することができるぐらいでよろしいのではないかと思います。あくまでも監査する立場の人だと思いますので。

○沖委員

いや、準備会と書いたら準備会やらなきやいけなくなるじゃないですか。

○川嶋委員

いや、それは準備会を設けることもできるとか、開催することもできる、ということによろしいのではないのでしょうか。できるという、裁量的な規定です。

○沖委員

この役員会は基本的に公開であり議事録も残るので、そこに出てもらうことで、そういうのを気にすることは僕はないのではないかと思います。ただ、メンバーでないけれども、オブザーバーとして臨席可能であるといったことについては、おっしゃる通り議論して決めたという

のを、残していただくのがいいと思います。それ以上はまた運用でやっていただいたらいいのではないのでしょうか。

○光石委員長

はい、準備会をやるもやらないも運用次第ですが、そういうのも一案です。書くかどうかは別です。とにかく、監事は来るなどというのはやめようということですね。認めないというのはやめましょう。それから、文書でいただくことについて、実は監事から文書でいただくと重いと思います。

○川嶋委員

はい、わかりました。それは撤回いたします。口頭でも結構でございます。メモをしておけばいいだけの話ですね。

○光石委員長

役員会についての議論は以上でいいのでしょうか。

次は、部の構成です。ここはどうでしょうか。現在の第一部、第二部、第三部という分け方は、社会のニーズに合わなくなっているのではないかとかという意見、基本的には同じぐらいの人数という意見があります。セクション4ができますので、そこから挙がってくる人がどの部を選ぶかという程度の凹凸は結果的に出てしまう可能性はあります。第一部に所属されると予想される人がセクション4で選ばれにくいということはないのではないかと私は思っています。ここに出てきている意見等につきまして、ご意見等がありましたらお願いします。

○沖委員

はい、セクション4に所属するということが、これ間違っって解釈されてると思うのですが、第四部ができると思ってらっしゃる方がたくさんいらっしゃる。たくさんかどうかわからないですが、少なからずいらっしゃるようであるというところについて。今回の会員、特別な会員選考専用にと言いますか、選考の際に設けるセクション4は部とは違うということは、もうちょっと周知できるといいなと思いますので。連携会員の方へのご説明ビデオでは、そこが明確になるように、できるだけ早い時間のところでご説明いただいてはどうかと思います。以上です。

○磯委員

今、沖先生と同じことを言おうと思ったのですが、第一部、第二部、第三部、数名以内ぐらいの凹凸があってもいいと思いますが、それが5名、10名になると問題と思うので、セッション1、2、3から推薦された人と、セッション4で推薦された人との間で、調整が必要な気がします。私はセッション4の候補には人文科学系の先生も結構いらっしやると思います。そういう意味では、セッション1、2、3からは主にオロジーとしてその研究分野での業績が確立された人が、推薦されるかと思いますが、セッション4の場合は、業績はいまだ途上でも新興、総合型で、かつこれから伸びる方々を、積極的に推薦するのは望ましいことかと思えます。

○光石委員長

はい、アンバランスが1、2名に収まるかどうかは私もあまり自信がないです。

ご存知の通り、第一部、第二部、第三部について特に法律で決まっているわけではありません。これまで、次の期に変えようという意見はあまりないと思います。将来的にはその枠組みも変えようと思えば変えられる、法律であっても変えればいいのですが、法律を変えようとすると国会でという話になります。法人化後は規則で決めることになりますので、規則を変えるには日本学術会議の総会で変えればよいということになります。

ここはよろしいでしょうか。我々としても、基本的には各部が概ね同じ人数、均等とすると言ってます。ただし、セッション4が部ではないという周知は重要と思います。

○明和委員

先日の意見交換会は、部を超えて、クローズドな空間で率直な意見交換ができて本当に良かったと思っております。この法人化準備委員会は、このように結構平穏な形で議論が進んでいるのですけれども、実は、意見交換会の場では結構現実的な意見をそれぞれいただきました。今、世界の学術あるいは国からの要請を集中的に背負っておられる分野ってありますよね。

○光石委員長

重点領域とかでしょうか。

○明和委員

そういった分野の先生方は、背負ってるものがあまりにも重くて大変であると。そうなった時に、日学のリソースは分野一律ですべて同じでよいかどうか、という意見をくださった先生

も複数名おられました。私自身、それを否定するものではありません。日学に求められる機能を学術「全体として」議論していくことは大事だとは思いますが、そうした意見をお持ちの先生もおられることも理解しておく必要があるかと。

○光石委員長

はい、貴重な情報をありがとうございます。多い少ないに関して、重点分野は、現在、次期の科学技術イノベーション基本計画においても議論されていますが、人数についてはセクション4の範囲内と思います。セクション4で第一部の人を少なくしていいということは全然ないと思います。そこは皆さんのバランス感覚を信じるというか、選考委員会のバランス感覚を信じるしかないと思っています。

○磯委員

基本的に日本学術会議が、海外の多くのアカデミーと異なるところは、人文・社会科学、生命科学、理学・工学を含む多様な分野の研究者による組織体となってるところです。そこで、Science for society に重点を置くことといったご意見もありますが、一方で Science for science として、幅広い分野で科学や学術を振興していくというミッションも併せ持っています。

今、憲章検討分科会でも、現在の日本学術会議法の前文にある文化、平和といった言葉を、憲章に取り入れる方向で議論が進んでいます。やはり学術会議のミッションを再度確認してもらうのは大切かと思います。

○沖委員

輩出している人材の数や、教育を受けている学生の数では、人文社会系の方が圧倒的に多いと私は認識しております。また、経済的な発展というのが理系の発明・発見、いわゆるイノベーションだけが貢献しているわけではないと思います、そう考えるのはダメな会社の技術者で。いかにそれを売っていくかで、いかにバックヤードを管理していくかというところや、そもそも良い人材を教育していく過程なども、ものすごく大事なわけですから。それがわかってない、単に良いものを産み出し、それを作れば売れて、それのみによって日本は支えられてるんだと考えてらっしゃる方がいたとしたら、それこそもう少しきちんと教育していただくのが大事なかなというふうに思います。

分野のバランスについては、僕の副案としましては、科研の細目というのがあります。それには、系というのがある、分野というのがある、分科というのがあるのですけれども、こ

の分科というレベルがだいたい80ちょっとあります。なので、分科の下に今度は細目というのがある、この細目で私の分野がないと言われても、それらを全部はカバーできないと思うのですが。この分科というところぐらいまでは、これが80ぐらいのところについては、3年ごとに1名ずつはいるようにできると良いのではないのでしょうか。その分科の下の細目が、分野によっては3つも長さもあったりするので、そこで調整が必要となる事態は想定されますけれども、目安としてはそのぐらいなのではないかということを理解していただければどうでしょうか。順番にというか、6年に細目は1人いればいいぐらいの気持ちでやっていただかないと、250という定員の中ではうまくいきません。優れた研究は常にやはり新しい分野から生まれるというのも、光石先生の名言だと思うのですけれども、やはり境界領域からイメージングな分野が広がるとすれば、そういう人をどんどん受け入れられるような新陳代謝をしたいということ共有するのが大事なかなと思います。

○三枝委員

これはお願いするしかないのですけれども、例えば、学術会議ならではの、人文社会から、生命医学、理工学まで、こう網羅した会員がいるからこそ出せる提言などを、もっと会員一人一人が意識をして、次には本当に各部同じぐらいのメンバーで委員会をつくって提言を出すということを、もっと私たち一人一人が意識してやるのがいいと思っています。例えば、重点5分野とも言ってますけれども、情報、AIであれば倫理の問題に精通している人文社会科学系の方が是非とも必要ですし、そういう方を推薦するということを積極的に考えるのがいいだろうと思います。社会基盤とかライフサイエンスであれば、超高齢化社会とか地方社会というものの視点が必ず必要です。そういう専門家はいらっしゃると思うので、理工系のようなところで重点分野と言ってるように見えるかもしれませんが、倫理や社会の問題について、私たちがしっかり専門家として、学術会議から出す、意思の表出でもイベントでも、積極的にそれを引っ張っていくような雰囲気をもっと作れたらと思います。

○川嶋委員

ほとんど屋上屋で申し訳ないですけれども、やはり今までおっしゃられたように、日本学術会議の意義というのが、多様性というか、多様なそれぞれの研究分野から、人が来られているということ。それから、その時にはやはりその学問には不易流行というのがあると思います。変わらないものと変わるものがある、変わるものっていうのも、やはり盤石な基盤というか、一定の軸足があって、新たなものが生まれてくるということが普通だと思います。普通そういうことだと思いますので、私は、短期的な視点も大事だけど、長期的な視点も大事で、そ

の長期的な視点なんかもきちんと考えながら、この日本学術会議の組織というのが活動していく、そういうメンバーが集まるのが一番いいのではないかと思います。

言うまでもない話ですけど、坂口志文先生とか北川進先生がノーベル賞を取られた時に口を揃えておっしゃられたのが、基礎研究の大切さということだったと思いますので、そういうこともきちんと踏まえて、これからはやっていく必要があるのではないかと思います。

先ほどおっしゃられた人文社会科学関係のメンバーが減るのではないかということにつきましては、私は基本的にそういうことはないのではないかと考えております。文理融合というのは古い言葉かも知れませんが、教育にしても、歴史にしても、哲学にしても、あるいは、経済・経営にしても、法学にしても、ある意味で汎用性のあることで、何かをやっていくときに活動していくに不可欠な課題だと思います。そういう新たな分野にも切り込んでいく可能性がある分野、文系の分野だと思いますので、そういう面で、後は最終的に調和を取れるような形で、人選をしていただくしかないのではないかとはい思います。以上でございます。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。私も昨年末に、とあるところに原稿を書いたのですが、経済的に重要というものだけでは、学術は成り立たなく、夢を与えとか、心を豊かにする学術も大変重要です。日本学術会議は、短期的なことだけではやはりよくないと思っています。

○明和委員

今、先生方のお話を聞いて、心が救われる思いです。磯先生が先ほどおっしゃった「AI for Science」の話で言いますと、昨日、文科省科学技術学術審議会にて研究開発計画についての議論があったときに、AI for Science という考え方へのリスク等の側面を指摘される発言は少なかったです。私自身は、AI for Science, and Humans という観点から研究開発を目指すことが大切ではないかと発言したのですが、こうしたことが分野を超えて本音で議論できるのが日学なのだろう、と改めて思いました。

こうしたことは、会員・連携会員の先生方みなで共有しながら、日学の役割を考えていくこと、社会に伝えていくことが、世界の流れが大きく変わり続ける今だからこそ必要であると思います。私のような末端の構成員がひとりで考えていてもなかなか社会には届かないので、ぜひ、会長には所信表明演説などトップダウンで、会員の皆さんにはこうした理念を大事にしてください、と強く明確に投げかけていただくこと、それを羅針盤として、みんなで歩いていくのがいいんだろうな、と思いました。

○光石委員長

政府と独立して意見を言うというのが日本学術会議ですので、私もいろいろ CSTI 会議等では言っていますが、私だけではなくて、皆さんで言いたいと思います。

時間が来ましたので、今日は 1/3 ぐらいのところまでで終わりになりますが、ここまでで終わりにしたいと思います。今日も皆さん、活発な意見交換をしていただきましてありがとうございました。来週もありますので、引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございました。